



(裏)

- 備考1 免除を受けようとする者は、環境性能割の申告をした日(自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日)から15日以内に、盛岡広域振興局県税部(税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、県税部分室)に提出してください。
- 2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください(構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する軽自動車については、自動車検査証の写しで可)。